

# 県臨調 (緊急財政対策) の具体的影響は



栗山香代子議員 民自公の3党合意

により、多くの国民が反対する消費増税法案を通した野田首相は、ついに衆議院を解散することとなりました。国民の怒りが、今の政治にノーマスをつけたという事ではないでしょうか。

この間の政党が乱立する状況をみて、政治に失望したと語る人々がいま。安心して、年をとれないと嘆く人々がいま。

国立長寿医療センターが20代から70代の国民を対象に、2005年に行った調査では、長生きしたくないと答えたのは4割、さらに8割が長生きが不安だと答えています。

その後、政権は自民党から民主党に変わりましたが、国民の生活はどうなったでしょうか。

昨年の国民生活基礎調査では、25年前と比べると、単独世帯が18・2%から25・2%に増え、3世代世帯が15・3%から7・4%と半減しています。高齢者のみの世帯は6・3%から20・5%にと大幅に増えています。

また、雇用の状況を見ると、20代前半では非正規雇用が45%と、ほぼ半数を占めています。1世帯当たりの平均所得は、10年間で602万円から538万円と64万円も減っています。

このような状況であればこそ、住民の暮らしを守り、安心をつくるのが、地方自治体の役目のはずです。

しかし、神奈川県は、財政が厳しい、税収の伸びが期待できないと、県財政について抜本的な見直しをするために、神奈川県緊急財政対策を打ち出しました。

今年、1月24日に知事を本部長とする「緊急財政対策本部」を設置し、外部の委員による調査会を設けました。そこでの議論により、7月17日に中間意見が、9月21日には最終意見が県に提出されました。

県は、それを受けて、10月に「神奈川県緊急財政対策」をまとめました。

平成25年度・26年度の2カ年で、県の財源不足は1600億円と推計、高齢化が進み、介護・医療などに関する歳出が増えることが予想されることから、取組について3つの基本スタンスを掲げています。

―聖域を設けずに、ゼロベースから徹底的な見直しを行う。

―県民サービスに影響を及ぼす取組であることから、職員に相応の負担を求める。

―県民・企業・団体・市町村との危機感の共有に努め、関係者の理解・協力を得ながら取組を進める。

早ければ25年度予算に反映させ、27年度以降も継続して取り組むとの事です。

具体的には、重点的取組、その他の取組、中長期的課題への対応の3つの取組を組み出しています。

- ・重点的取組として、
  - ・県有施設の見直し
  - ・県単独補助金・負担金の見直し
  - ・人件費の抑制
  - ・公共建築工事の積算方式の見直し

その他の取り組みとして

- ・県有財産の有効活用
- ・その他の財源対策
- ・中長期的課題への対応として
- ・地方税財政制度改革の実現に向けた取り組み
- ・「神奈川の教育を考える調査会」による検討

その一方で、地域経済のエンジンを回す施策展開をいい、さらに、最先端の医療を推進する医療特区や神奈川県構想も打ち出しています。

お金がないのではなく、県民の暮らしを軽んじているのではないかと考えざるを得ません。

これらの緊急財政対策が実施されれば、県も言うとおり、県民サービスに影響をおよぼす、つまり、厚木市と厚木市民にも大きな影響が及ぶこととなります。

直接市民と関わる市町村は、自治体としての大きな責任を負っています。厚木市に関わるものをいくつか取り上げて、市の対応について伺います。

## 神奈川県緊急財政対策について

厚木市内の県有施設及び、県単独補助金・負担金の見直しについて認識と対応は

市長 本年十月に取りまとめられた、神奈川県緊急財政対策の主な取組みとして、県有施設の見直し、補助金・負担金の見直し、人件費の抑制が掲げられ、中でも、県有施設の見直しや県単独補助金・負担金の見直しについては、市民の方々を始め、本市にも大きな影響があるものと認識しております。

なお、厳しい財政状況は神奈川県と同様でありますので、見直しにより、市民サービスの提供や市の財政運営などに支障を来すことがないよう、神奈川県に強く申し入れをしているところでございます。

## 憲法が危ない 改めて憲法を考えよう①

衆議院総選挙が終わりました。最大多数を取った政党の党首が「憲法改正」を進めようとしています。現行の憲法は、変えなければならないものなのでしょうか。

憲法前文の最初の一文です。3回ゆくりと、声に出して読んでみましょう。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

今、国会議員は「正当に選挙」されているのでしょうか。小選挙区制で国民の意思が届かない状況になっています。多くの国民の思いが切り捨てられてしまうこの制度、とても「正当に選挙」とは言えません。では現実に従って憲法を変えて「不当に選挙」に？いえいえ、選挙制度を、きちんと国民の意思が反映できるものにしていくことが必要です。

自由のもたらす恵沢の確保、国民が主権者であること、戦争の否定。この一文だけで、主権在民、基本的人権の尊重、平和主義という、憲法の3つの柱が、しっかり書かれています。

1月の法律相談は

1月24日(木) 14時～

事前の連絡をお願いします。